

## 令和7年度 本庄市内浄水残留塩素測定結果表（月平均）

- 下記の結果表は、本庄市水道事業水質検査計画に定めました測定箇所において毎日測定した結果を月平均にしたものです。
- 本庄市水道事業ビジョンでは、浄水の市内平均残留塩素濃度について $0.40\text{mg/l}$ 以下を目標としています。
- $0.40\text{mg/l}$ 以下とは、「おいしい水研究会」（当時・厚生省設立）が定めましたおいしい水の水質要件として薦められています。

測定箇所 測定月	本庄地域			児玉地域				市内平均	
	第1浄水場系統 日の出公園	第2浄水場系統 いまい台北公園	都島浄水場系統 万年寺下公園	高柳低区系統 旧下浅見集会所	高柳中区・金屋系統 田端自治会館	金屋系統 宮内公園	西小平系統 西小平公民館		
測定値	4月	0.39	0.38	0.39	0.39	0.43	0.41	0.39	0.40
	5月	0.38	0.37	0.37	0.39	0.43	0.41	0.40	0.39
	6月	0.38	0.37	0.37	0.41	0.46	0.43	0.42	0.41
	7月	0.38	0.38	0.38	0.37	0.44	0.39	0.39	0.39
	8月	0.38	0.38	0.38	0.38	0.45	0.39	0.41	0.40
	9月	0.39	0.37	0.38	0.31	0.41	0.35	0.35	0.37
	10月	0.38	0.38	0.39	0.34	0.41	0.35	0.36	0.37
	11月								
	12月								
	1月								
	2月								
	3月								
年平均									

- 水道法施行規則第17条3号では給水栓における水が、遊離残留塩素を $0.1\text{mg/l}$ 以上保持するように塩素消毒をすることとされています。このことから、本市では浄水場や配水場から最も遠い給水栓の残留塩素濃度が $0.1\text{mg/l}$ 以上を保持するよう塩素濃度を調整しています。水質管理目標設定項目では残留塩素濃度の目標値として $1.0\text{mg/l}$ 以下と設定しています。 $0.4\text{mg/l}$ 以上であっても問題ありません。